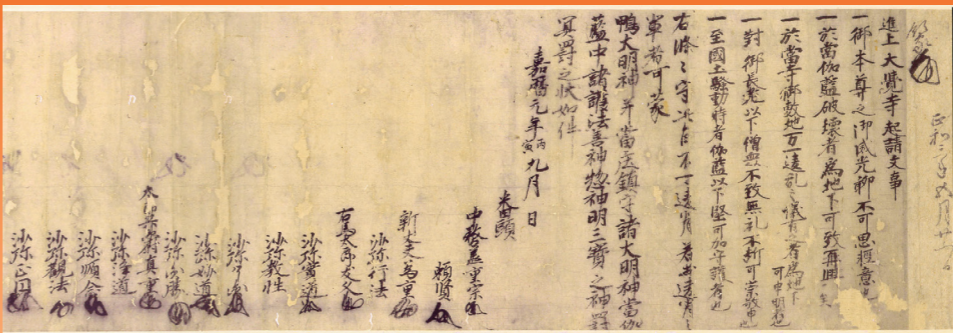


第二節〈史料編〉1

なまごまな中世史料
—どんな史料があるのか—



嘉暦元年「代官・沙汰人・番頭等連署起請文」
(大覚寺文書、部分、尼崎市教育委員会提供写真)

中世史料とは 日本中世の社会では、土地の売買から裁判、合戦にいたるまで、さまざまな場面で文書・記録が作成され、自分の権利を主張・確認する証拠などとして大切に保管されました。中世史研究で使用される史料は、こうして現代に伝えられた文書・記録が根幹となります。中世には日本の各地域で識字層が拡大し、京都近辺のみならず各地域でも文書・記録が作成・保管されるようになったので、尼崎でも地域に関する多様な史料が数多く残されました。また、流通・経済の発展とともに京都と地方の交流も活発になったので、中継地としての尼崎の様子は、京都の貴族の日記のほか文学作品や絵画作品のなかにも描かれました。こうした尼崎地域の中世史料について、文書・記録・典籍及び文学作品・絵画史料にわけて紹介します。

文書 文書とは、私的な手紙から法令・布告・通達などの公文書までを含む書類のことで、古文書学では、差出者から受取者に対して何らかの意志を伝えるために作成されたものと定義されています。中世には、土地や人の支配は文書を通して行なわれたので、支配の様子や生活環境など、地域の生々しい実態を伝えるものも少なくありません。現尼崎市域に関係する中世文書は、荘園支配に関するものが多数を占め、これらは荘園領主であった寺社や貴族の家にまとまって伝えられています。そこで、ここではこれらの文書をおもなまとまり(文書群)ごとに見てみましょう。

東大寺文書 奈良・東大寺に伝来した文書は、現在、東大寺(成巻文書・未成巻文書)のほか、宮内庁書陵部(東大院文書)や国立公文書館内閣文庫(摂津国古文書)などにも分蔵されています。東大寺は、現在の尼崎市内に猪名荘(長洲荘・棕橋荘という荘園をもち、鎌倉時

代末期には神崎関の関銭の一部を東大寺の堂舎の修造費用として徴収する権利が認められました。したがって、東大寺文書のなかにはこれらの支配や経営に関する大量の文書が残されており、中世のこの地域の実態を明らかにするうえで、もっとも重要な史料といえます。とりわけ猪名荘(長洲荘)をめぐっては、一一世紀から一四世紀にかけて鴨社と東大寺との間で繰り返された相論や、一四世紀初頭に起きた悪党事件に関する文書がまとまって残っており、これらは荘園制の構造や当時の社会状況を明らかにできるといっても、きわめて価値の高い史料です(『尼崎市史』第四巻II猪名庄・長洲庄関係史料)。

宝珠院文書 宝珠院は、東大寺法華堂を活動の拠点とした東大寺僧(法華堂衆)が住房とした院家のひとつです。宝珠院には法華堂衆に関わる文書が多く伝来し、現在は京都大学総合博物館に所蔵されています。近年内容が調査され、その全貌が明らかにされました。法華堂は文暦二年(一一三五)、東大寺別当からの寄進を受けて以降、長洲荘を寺領として支配しており、宝珠院文書には長洲荘関係文書が大量に残っています。その分析を通して、鎌倉末期の悪党事件や室町時代以降の経営実態など、従来の研究では知られてこなかった事実の発掘が進んでいます(本章〈実践編〉1参照)。

真福寺文書 名古屋の真福寺寶生院(大須観音)は一四世紀、能信が開いた真言宗の寺院で、多数の聖教・典籍・文書を伝えていきます。二世住持・信瑜が東大寺東大院聖珍法親王の法流を受けたため、真福寺には東大寺文書の一部が流入しており、その中に大物浜・長洲浜請文があります(市史第四巻II猪名庄・長洲庄関係史料五八、以下、第四巻掲載史料は一般編年史料が番号

のみ、II猪名庄・長洲庄関係史料が「猪〇〇(番号)」、III大覚寺文書が「大〇〇」と表記します)。これは、長洲浜の南に形成された砂州をめぐり、東大寺と鴨社が争った相論に関係する史料です。「尼崎浜は大物以南河を隔つ、久安以後新出の地なり」とあり、尼崎という土地の始まりを記すものとして大変貴重です。

大徳寺文書 京都の大徳寺は一四世紀、宗峰妙超により開かれた臨済宗の寺院で、大徳寺文書のなかには、武庫郡の土地売買に関する史料が四〇〇点以上あります。これらは大徳寺の塔頭如意庵や、その末寺だった鳴尾の長蘆寺(現西宮市域)が寄進や売得を通して集積したもので、延文五年(一一三六)、「海崎」(尼崎)の住人橘氏が長蘆寺庵主に田地を売った売券(二四九)や、応永三年(一一九六)、尼崎の広徳寺が如意庵に田地を寄進した寄進状(二八六)など、尼崎の人々や寺院が関係する文書が多数あります。

醍醐寺文書 京都の醍醐寺は九世紀、聖宝により開かれた真言宗の寺院で、その子院のひとつである報恩院は中世、野間村友行名のなかに寺領を持っています。そのため、醍醐寺文書のなかには、寛喜三年(一一三二)、報恩院の院主成賢が憲深に与えた譲状(一〇五)以来、代々の院主が所領を伝領した証拠文書や、院や天皇が知行を安堵した院宣・綸旨、寺領の坪付を記載した年貢注進状(一一二〇)などが残されています。

大覚寺文書 市内寺町の大覚寺は鎌倉時代、値願が長洲御厨内に建立した燈焔堂に由来する寺院で、創建以来の文書は現在も多くが大覚寺に伝えられています(近世、大覚寺が奈良の唐招提寺の末寺になった関係で、一部は唐招提寺にも所蔵されています)。大覚寺文書の中心は寺領支配や土地の寄進・売買に関するものですが、

中世におけるこの地域を理解するうえで重要な文書も多く含まれます。とくに嘉暦元年(一一三二)九月の代官・沙汰人・番頭等連署起請文(大六、タイトル写真参照)は、争乱のときには伽藍を守るなど地域有力者が大覚寺の安泰を保証したもので、大覚寺が地域の人々を結びつける存在になっていたことを示す注目すべき史料といえます。

本興寺文書 大覚寺と同じく寺町にある本興寺は一五世紀、法華宗の日隆が創建した寺院で、創建以来摂津守護細川氏や戦国大名三好氏などの庇護を受けたため、戦国時代を中心とした武家文書が伝来しています。戦国時代、本興寺門前には同寺を中核とする都市が形成されており、そこに下された武家権力の禁制や、住民たちが本興寺への奉公を誓約した起請文などは、当時の都市の実態を示すものとして注目されています。

九条家文書 九条家は摂政・関白を世襲した五摂家のひとつで、建長五年(一一五三)の九条道家総処分状(一一五)には、九条家領のなかに潮江荘・生島荘が確認されます。生島荘については、このほかにも関係文書があり、とくに正応四年(一一九二)の覚照重申状(一一三五)から開発と伝領の過程などがわかります。

北河原森本文書 森本氏は中世、伊丹を本拠とした有力国人・伊丹氏の一族で、一族に伝来した文書は現在、東京大学史料編纂所に所蔵されています(市史は内閣文庫所蔵の写本を典拠にしていますが、現在、史料編纂所公式ウェブサイトで原本写真が公開されています)。市域に関係する文書としては、南北朝時代に記された三通の軍忠状(戦争での手柄を上申する文書)があり(二二〇・二二四・二五八)、この時期、交通の要衝であった神崎を舞台にたびたび激しい合戦が繰り返されたこ

とが生々しく伝わってきます。

記録 記録とは、事実を後世に伝える必要から書き記したもので、日々のできごとを記した日記がこれにあたります。日本では、日記は九世紀、貴族社会において自分の儀式や政務の作法を子孫に伝えるために記したのが始まりです。やがて寺院社会や武家社会にも日記を記す慣習が広まり、内容も儀式や政務の作法だけでなく、さまざまな事件や社会風俗まで記されるようになっていきます。この時代、日記を記したのは京都の貴族や奈良の僧侶・神官が中心ですが、なかには尼崎地域に所領を持つ者や、寺社参詣などの途中にこの地域を訪れた者もあり、現市域の様子や事件が書き留められることがありました。ここでは、市域について記した記録を時代順に紹介します。

院政期 河尻・長洲といった現尼崎市域の地名は、すでに一〇世紀の『貞信公記』(二四、藤原忠平の日記)や一一世紀初頭の『左経記』(三八、源経頼の日記)などにもみることができですが、貴族本人がこの地域を訪れ日記に記したのは、一二世紀前半の『長秋記』(四五、源師時の日記)が最初です。元永二年(一一一九)九月、師時は西宮の広田社に参詣に出かけましたが、その途中、神崎で遊女を招いて遊んだことや、帰途にも「神崎井部庄」で宿をとったことが記されています。

平安時代末期、政権を掌握した平清盛が福原(現神戸市兵庫区)に拠点を構え、やがて遷都を実行に移すと、旧都となった京都と福原の間を貴族たちは頻繁に往来するようになりました。神崎川河口にあたる尼崎周辺は水路と陸路の中継地であり、寺江には藤原邦綱の寺江山荘などの別荘も設けられましたので、貴族の日記のなかにも頻繁に市域の地名が記されるようになりま

す。この頃、京都と福原を往来した記録が残された貴族の日記としては、藤原(中山)忠親の日記『山槐記』(六〇～六二・六四・六七)や藤原(九条)兼実の『玉葉』(五八)などがあります。このうち『山槐記』の治承三年(一一七九)六月二日条には、忠親の兄である前太政大臣藤原(花山院)忠雅の厳島神社参詣の記事があり、ここには寺江に一宿したあと、そこから二〇町離れた「尼口」まで船に乗ったとみえます。「尼口」は尼崎のことと考えられ、これは尼崎という地名を記したもっとも早い事例のひとつです。こうした記録は、当時の交通や地形を考えるうえでも基本となる史料といえるでしょう。

鎌倉時代 元暦二年(一一八五)、平氏は壇ノ浦合戦で滅亡し福原も荒廃しました。しかしその後も貴族たちは寺社参詣などで西国を訪れ、現地域にもたびたび立ち寄りました。鎌倉時代、貴族自身が尼崎を訪れ記した日記としては、歌人として有名な藤原定家の『明月記』(九〇・九二・九七)、藤原(三条)実躬の『実躬卿記』(弘安八年(一一八五)一〇月二日条、神祇伯業顕王の『正安三年(一一三〇)業顕王西宮参詣記』)があります。また、藤原兼仲の『勘仲記』には、弘安二年(一一七九)、関白鷹司兼平が難波江に下向した様子が記されており、伝聞ではありますが、砂浜が広がり眺望がすばらしかったとみえます(一一七)。

鎌倉時代には、荘園支配をめぐるトラブルが頻発し、訴訟の数が激増したので、貴族たちの日記には、しばしば荘園に関する裁判の記事がみられます。後嵯峨院政で裁判の実務を担当した吉田経俊の『経俊卿記』には、長洲御厨や武庫荘に関する裁判の記事があります(猪六二、二一〇)。また、宝珠院文書には、春恩房寛英

という東大寺法華堂の寺僧が、長洲荘をめぐる訴訟のため上洛したときに作成した「寛英訴訟上洛日記」という記録が残っています。これは長洲荘の支配がうかがえる史料であるとともに、当時の裁判の様子を伝えるものとしても注目されます。

南北朝から戦国時代 南北朝の動乱が始まると、貴族や寺社の荘園は兵糧米確保のためなどとして武士たちに差し押さえられ、貴族たちの生活は危機に直面することになりました。朝廷の儀式も多くが退転し、貴族たちの日記には荘園支配の回復を求め、奔走する様子がよくみられるようになります。この時代、荘園領主として、日記に現尼崎地域の荘園をめぐる動向を書き記したものとしては、一五世紀後半の『大乘院寺社雑事記(尋尊大僧正記)』と、一五世紀後半～一六世紀前半の『実隆公記』があります。

『大乘院寺社雑事記』は興福寺大乘院の門主・尋尊の日記で、大乘院はこの地域に武庫荘・浜崎荘・西小屋荘および生島荘の富松郷・浜郷といった多数の寺領荘園を持っていました(大乘院は興福寺の別当を輩出する院家のひとつで、一条院とともに中世興福寺を構成していました)。これらの荘園も、応仁の乱以降の戦乱のなかで、「御年貢等無沙汰」(三二二)、「年貢一銭も到来せず」(三八二)という状況が続いていましたが、支配の回復と維持をはかるため、尋尊は文書や情報を集めて詳細な日記を残しました。そのため、『大乘院寺社雑事記』には尋尊の手に集めた文書が写し取られるなど、膨大な情報が残されており、室町後期から戦国時代にかけてのこの地域を考えるうえで、不可欠の史料となっています。

一方『実隆公記』は、古典や歌字などにくわしく当られていきます。『高倉院厳島御幸記』や『中務内侍日記』には、京都から尼崎にいたる道中の様子が記されており、当時の交通や尼崎周辺の環境を考えるうえで貴重です。とくに『中務内侍日記』は、ほかの史料ではみることができない、中世の尼崎に住む人々の生業や風俗に関する記述があり、大変興味深い史料といえます(本章〈実践編〉コラム「中世尼崎への旅」参照)。

現地域は頻繁に戦争の舞台となりましたが、文書や記録からは戦争の断片的な情報しかわからないので、戦争の流れや実態を知るためには、『太平記』や『細川両家記』といった軍記物語の記述が役に立ちます。『太平記』は、後醍醐天皇による鎌倉幕府討幕戦争から南北朝内乱を鮮やかに描き出した長大な軍記で、とくに巻三八「和田楠与箕浦次郎左衛門軍事」には、康安二年(一一三六)八月、南朝の楠木正儀・和田正武と北朝の箕浦次郎らが神崎橋周辺を舞台として激戦を繰り広げた様子が克明に描かれています(二五七)。

一方、『細川両家記』は摂津守護細川氏の分裂抗争から織田信長の上洛までの畿内の争乱を描いた軍記で、合戦とともに尼崎や大物の町の内部の様子も描かれています。作者の生嶋宗竹は現地域にあった生島荘を本拠とする武士の一族だったと考えられており、だとすれば、地元の人物が地元の様子を描いたものであるという点でも大変貴重な記録といえます⁽²⁾。

絵画史料 近年、歴史学研究では、文書や古記録に代表される文献に加え、絵巻や絵図、肖像画といった絵画についても史料として活用し、そこに込められた意図を読み解いたり、描かれた人々や町の様子から風俗や景観を明らかにしようという試みが進展しています。

代一流の文化人・学者として知られた三条西実隆の日記で、三条西家は戦国時代、富松荘(西富松荘)の三分の一を家領として知行していました。幸い富松荘からの年貢は滞らずに実隆のもとに納められていたようで、『実隆公記』には、富松荘から年貢・公事のほか、若菜や粽、節供の物などが進上されてきたことが記されています(三九一・四〇四・四一四・四二六など)。

このほか、この時代、日記を書いた本人が現地域を訪れた記録としては、右の『大乘院寺社雑事記』や『親長卿記』などがあります。『大乘院寺社雑事記』には文明一九年(一四八七)、尋尊が有馬温泉に出かけた道中が記されており、途中、杭瀬から尼崎に入って大物に宿したとの記述があります(三九二)。「親長卿記」は実務派の中級貴族であった甘露寺親長の日記で、文明一二年(一四八〇)四月二七・二八日条には、やはり有馬に向かう途中、上坂部周辺にあたると推定される「酒部」に宿をとったという記事がみえます。

典籍 文書・記録が研究対象の歴史的事象と同時代に作成された史料であるのに対し、典籍とは後の時代に編さんされた書籍類を指します。日本では古代以来、国家や一族の歴史を叙述した歴史書や、寺院の由緒や行事、経済基盤についてまとめた寺誌、仏教諸宗派の祖師や高弟などの行状をまとめた伝記類が編さんされてきました。こうした歴史書や寺誌・伝記類は文書や記録をもとにして編さんされており、信頼度の高いものも少なくありませんが、成立した時代の価値観や編さん者の意図などが入り込んでいたり、間違っただけで記されていることがあるので、使用する際には史料の性格をよく知っておくなど注意が必要です。

中世の市域に関する記述がある典籍類としては、中世の現尼崎市域の景色を描いた絵画史料には、米国フシントンのフリーア美術館に所蔵される「槻峯寺建立修行縁起絵巻」と、市内大覚寺に所蔵される「大覚寺縁起絵巻」があります(本章第三節〈実践編〉2参照)。ふたつの絵巻はともに中世、長洲浜に建立された燈炉堂の由来を記したもので、燈炉堂と海辺の景色が描かれています。残念ながら建物は燈炉堂のほかに描かれておらず、町の様子などはわかりませんが、大型船が沖合に停泊し、そこから人が小舟に乗り換えて上陸しようとしている様子は、水深の浅い尼崎港の特徴をよく表現していると指摘されています⁽³⁾。このほか大覚寺には、鎌倉時代の末、正和四年(一一三五)に描かれた境内絵図があります(本書第一部掲載)。絵図には寺の敷地のほか、「市庭」や「湯屋」「公方地」などが記されており、当寺の都市景観を復元するための基礎的な史料として注目されています。

(注)

- (1) 尼崎地域に関する中世史料は『尼崎市史』第四巻史料編(古代・中世、一九七三)に収録されており、その補遺として『地域史研究』第一一四号(二〇一四・一〇)以降に天野忠幸・樋口健太郎「尼崎市史古代・中世史料補遺」が連載されている。
- (2) 天野忠幸「軍記物・旅行記に描かれた西摂」(神戸戸ノ尼崎 海辺の歴史―古代から近現代まで―)神戸新聞総合出版センター、二〇一三)
- (3) 前田徹「中世港湾都市尼崎と槻峯寺・大覚寺縁起絵巻」(摂津尼崎大覚寺史料―槻峯寺建立修行縁起絵巻・大覚寺縁起絵巻―)大覚寺、二〇〇五)

(執筆者) 樋口 健太郎

第二節〈史料編〉2

中世史料はどこに残るのか



東大寺に伝わる古書・古文書などを納める東大寺図書館や、東大寺ミュージアムなどからなる東大寺総合センター

はじめに 本章〈入門編〉で『尼崎市史』の成果を紹介した際に、中世の前半と後半で叙述の内容が大きく変わること指摘し、その理由のひとつとして、中世前期と後期では残される史料の内容や、史料の残り方が異なることをあげました。ここではこの点について、さらに掘り下げて考えてみたいと思います。

中世前半の史料―荘園領主のもとに蓄積された文書
 尼崎地域に関する中世前半期の史料は、そのほとんどが、京都や奈良の荘園領主のもとに残されたものです。そして、その大半をなしているのは、訴訟関連文書であるといっても過言ではありません。訴訟の流れと作成される文書の関係を概観してみましょう。

まず、訴訟は訴人（現在の原告にあたります）の訴えによって始まります。訴人は①訴状を作成し、法廷に訴えます。中世前期には、朝廷と幕府の法廷のほかにも、有力な荘園領主が自分の所領に関わる裁判を行なう場合がありますが、ここでは、公家、幕府の法廷を例に話を進めましょう。

法廷は訴訟を受理すると、論人（現在の被告にあたる）に訴状を伝え弁明を求めます。論人は自己の正当性を主張する②陳状を作成し、提出します。陳状を受けて訴人は再度訴状を作成し、以後同じようなやりとりが続きます。この過程でやりとりされるのは、訴状と陳状だけではありません。自分の言い分を証明する③証拠文書が添えられます。証拠文書には、土地の所有権などの権利の譲渡・買得などの事実を示す文書や、過去の判決文書等が含まれます。

訴状と陳状の交換は、おおよそ三度繰り返されます。その都度新しい証拠文書が添付され、論点が複雑化していくことが少なくありません。事情聴取が終わると、

法廷は訴人と論人を召喚し対決させ、勝訴した側に④判決文書を交付します。一度の裁判でも、最低これだけの関係文書が作成されるのです。そして、これらの文書は権利文書として、将来に備えるため荘園領主のもとに蓄積され、その一部が現在に伝えられたのです。

中世後半の史料―現地に文書が残り始める 南北朝内乱を越えると、荘園領主の支配力は後退し、現地の有力武士や金融業者を代官に登用し、現地の支配を委ねるようになっていきます。その結果、代官との契約交渉が荘園領主の文書の中心をなすようになってきます。年貢の計算書（算用状）や田数の目録が残されている場合もありますが、荘園領主の文書からは、次第に現地の様子をつかがうことが困難になっていきます。

一方、鎌倉末期になると、尼崎の現地に文書が残されるようになります。その内容は、土地の譲与売買に関わる文書、借銭に関わる文書、寺社や一揆などの組織や町や村のルールを定めた掟書、大名や地域の武士から与えられた保護や権利に関する文書などが中心をなしています。

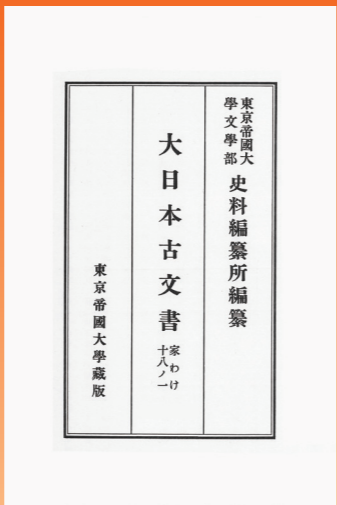
このことは第一に、中世の後半から今に続く寺社が尼崎に建立されるようになったこと、今に続く町や村が現れたことを意味します。そして第二に、このような寺社や町村が地域の秩序を維持する公的なものとして、幕府や大名権力から認められたことを意味します。

このように、史料の残り方は、地域支配のあり方に大きな影響を受けます。一通の史料を手にとったとき、その史料がどのようにして残され、現代に伝えられたのかを考えてみてはいかがでしょうか。

（執筆者）市沢 哲

第二節〈史料編〉3

中世史料と出会うために



東京大学史料編纂所データベーストップページ

さまざまな史料集 近世・近代史料の多くが活字化されず、また所蔵先に行かないと見ることができないものも多いのに対して、幸いなことに中世史料は数が限られていることもあり、明治時代以来の調査・研究によって主要なものが活字化され、史料集としてまとめられています。したがって、現在、おもな中世史料は日本史の専門書を架蔵している大学や公立の図書館・文書館などに行けば、目にすることができます。尼崎市の場合、地域研究史料館に主要な史料集は所蔵されており、誰でも閲覧が可能です。

では、中世の史料集にはどのようなものがあるのでしょ。中世研究で一般的によく利用される史料集には、年代順に記載された編年史料のスタイルをとるものと、所蔵先別にまとめられた家わけ史料のスタイルをとるものがあります。このうちまず前者としては、『大日本史料』が代表格でしょう。『大日本史料』は明治時代、国家の正史作成を目的として刊行が開始された史料集で、現在は東京大学史料編纂所によって編さんが続けられています。これは年代順に古文書や古記録、文学資料なども含めたすべての史料を網羅しているもので、特定の事件や事象に関する史料を探すのには重宝です。しかし一方で、膨大な量となっているために、現在なお完成しておらず、中世でもすべての時代をカバーしているわけではありません。

また、『平安遺文』、『鎌倉遺文』は、平安・鎌倉時代の古文書を年代順に収録した編年史料集です。こちらはすでに完結しており、現在、これに続いて南北朝・戦国時代の古文書をまとめた『南北朝遺文』『戦国遺文』も刊行されつつあります。ただ、『南北朝遺文』『戦国遺文』の編集は地域ごと、大名家ごとになっており、

『平安遺文』、『鎌倉遺文』のように完全にすべての古文書が年代順に網羅されているわけではないので、注意が必要です（いずれも東京堂出版刊行）。

次に家わけ史料のスタイルをとる史料集としては、『大日本古文書』が代表格です。『大日本古文書』は『大日本史料』と同じく東京大学史料編纂所の編さんになる史料集で、刊行は明治時代に開始され、現在に続いています。寺社及び武家に伝来した文書が中心で、高野山・石清水八幡宮・東寺・大徳寺・東大寺・醍醐寺・東福寺、伊達家・毛利家・吉川家・小早川家・上杉家・島津家などの文書が刊行されています。これらは所蔵先の文書のまとまりごとに編集されているので、必ずしも年代順に並んでいるわけではありません。また、続群書類従完成会が刊行した『史料纂集』も、寺社・武家伝来文書を収めています。熊野那智大社・北野神社・賀茂別雷神社、東山御文庫所蔵文書などが刊行されており、現在、刊行は八木書店に継承されています。

自治体史の史料編 ここまで見てきた史料集は一般的な中世史の史料集ですが、地域の歴史に関わる史料を見たい場合には、これとは別に自治体史を利用するのが便利です。自治体史には、本文編（通史編）と史料編（資料編）の二部構成になっているものが多く、史料編にはその地域に関わる史料がまとめて収められています。

史料集というと、手に取りにくいというイメージを持たれる方も多いかと思いますが、自治体史の史料編は近年、初心者の方にも史料を読んでもらうための工夫がなされたものが多くなってきました。試みに兵庫県の自治体史中世史料編の構成を一覧表にしたの

が付表ですが、これを見てみると、一九九〇年代に入っ
た頃から、**綱文**(内容を要約した見出し)や史料解説を
付けるものが多くなっていることがわかるでしょう。
なかには史料の全文読み下しを付けたものもあり、『村
の歴史 香寺町史』通史資料編、姫路市、平成二年、解
説とあわせて読めば、ほぼ専門的な知識がなくても理
解できるようになっているのです。なお、二〇〇〇年
代以降は、判型も従来より大きなB5判が主流になっ
てきていますが、これも史料編に解説などが加わり、
情報量が増えたことに対応するものではないかと。

先に見たように、史料集には一般に編年史料と家わ
け史料というふたつのスタイルがありました。自治
体史の場合、スタイルはどのようになっているのでし
ょうか。後掲の付表には、中世史料編の構成に関する欄
も設けました。これを見ると、自治体史の史料編では、
編年史料のみ、家わけ史料のみのものもありますが、
両方のスタイルを併用するものや、編年史料とともに、
「荘園」や「文化」など事項別の史料をまとめてある
ものも多いようです。すべての自治体史がひとつのス
タイルに統一されているわけではないのです。

編年史料はさまざまな史料を年代順に配列してい
るので、特定の年代を輪切りにして、その間の地域全体
を横断的に考察するには向いています。家わけ史料で
は、文書群ごとに探さなければならぬところを、一
括して年代ごとに見ることができのです。しかし一
方、編年史料にはさまざまな性格の史料が入り込んで
います。ある特定の土地の変化や問題の展開を考察す
る場合には、改めてそれをひとつずつピックアップし
なければなりませんから、こうした場合には編年史料
より、地域や事項ごとに史料がまとまっている方が考

察しやすいでしょう。自治体史の史料編では、『兵庫
県史』に典型的なように、古代史料については編年史
料のみの場合がほとんどなのですが、中世の場合、家
わけ史料のみにしたり、家わけ史料を別に章立てし
ているものが多いのは、荘園など地域ごとの史料が
寺社などにまとまって伝来しているという事情があ
るのでしょう。

デジタル時代の史料探し ここまでは、中世史料に
出会うための図書類を見てきましたが、最近ではイン
ターネットの環境が整備され、図書館や文書館に行か
なくても、インターネット接続ができれば自宅のパーソ
ナルコンピュータなどの携帯端末からも、手軽に
史料を見たり簡単に探せるようになっていきます。最後
に、そうしたサイトをいくつか紹介しましょう。

まず、先に一般的な史料集のところで紹介した『大
日本史料』『大日本古文書』は、東京大学史料編纂所
のウェブサイトで、全文を閲覧することが可能です。
『大日本史料』は綱文単位で、『大日本古文書』は全文
を検索することもできますので、地名や人名などを探
すのは、書籍を一頁ずつめくって探していた頃から比
べると格段に速くなりました。同編纂所では、このほ
か『大日本古記録』という古記録集も刊行しており、
その一部も全文閲覧・検索が可能です。中世の古記録
では、『民経記』『後愚昧記』『建内記』などを見るこ
とができます。また、前述した『平安遺文』『鎌倉遺文』
も同ウェブサイト上にデータベースがあり、本文の閲
覧はできませんが、全文検索ができます。

これまで活字になっていなかった史料も、最近では
所蔵先がウェブ上に写真を公開することが多くなり、
貴重な史料が精細な原本写真で手軽に見られるように

なっています。

たとえば東京大学史料編纂所のウェブサイトでは、
同編纂所所蔵の国宝・島津家文書をはじめとする中世
史料が写真で公開されており、データベースを利用し
て簡単に検索できるようになっています。また、京都
大学(京都大学電子図書館)・早稲田大学(古典籍総
合データベース)などの大学図書館や、国立公文書館
(国立公文書館デジタルアーカイブ)・宮内庁書陵部(書
陵部所蔵資料目録・画像公開システム)などでも、所
蔵する文書・典籍をウェブ上で公開しています(平成
二八年九月現在)。現在、『大日本古文書』などで翻刻・
活字化作業が進められている東寺百合文書も、京都
府立総合資料館によって全点の画像が公開され、検索
して利用できるようになりまし(東寺百合文書Web)。
これまでは所蔵先や写真を架蔵している機関でしか閲
覧できなかった史料が、どこでも手軽に閲覧できるよ
うになったのです。

このように、中世史料との出会いの場は、現在では
図書館や文書館に限らず、あらゆる場所で手軽に史料
を見ることができるようになりました。かつては手続
きをしなければ見られなかった史料も、インターネッ
トを通して誰でも簡単に見ることができ、日本史研究
は新たな状況を迎えているといつて良いでしょう。か
つては史料の所在を知らなければ研究できなかったの
に、現在では誰もが専門の研究者と同じ史料を用いる
ことができます。誰でも研究に参加できる環境が、整
いつつあるのです。

〔執筆者〕樋口 健太郎

〔付表〕兵庫県内自治体史中世史料編構成一覧(刊行順)

現行自治体	書名	刊行年	判型	綱文	解説	構成
西宮市	西宮市史第4巻資料編1	1962	A5	×	×	編年・事項別(荘園・文化)
篠山市	大山村史史料編	1964	A5	×	×	家わけ
尼崎市	尼崎市史第4巻史料編1 (古代・中世)	1973	A5	×	×	編年・事項別(荘園)・家わけ(市内寺院)
伊丹市	伊丹中世史料 (伊丹資料叢書2)	1974	B5	×	×	編年・文芸関係資料
芦屋市	新修芦屋市史資料篇1	1976	A5	×	×	編年
川西市	川西市史第4巻史料編1	1976	A5	×	×	編年・家わけ(市内)
宝塚市	宝塚市史第4巻資料編1	1977	A5	×	○	編年
兵庫県	兵庫県史史料編中世1～9	1983-97	A5	×	×	家わけ(県内・県外)
赤穂市	赤穂市史第4巻	1984	A5	×	○	事項別
たつの市	龍野市史第4巻史料編1	1984	A5	×	○	事項別・家わけ(市内)
明石市	明石市史資料第5集 (古代・中世編)	1985	A5	×	×	編年・家わけ(周辺寺社)・文学史料など
太子町	太子町史第3巻史料編1	1989	A5	×	×	家わけ(町内寺院)・編年
相生市	相生市史第5巻	1989	A5	×	×	事項別
	相生市史第7巻・第8巻上下	1990-95	A5	×	×	事項別(矢野荘)
豊岡市	豊岡市史史料編上巻	1990	A5	×	×	編年・別編(風土記など)
	城崎町史史料編	1990	A5	○	×	事項別・家わけ(町内)
福崎町	福崎町史第3巻資料編1	1990	A5	○	×	編年・事項別(荘園)・家わけ(町内)
猪名川町	猪名川町史第4巻史料編	1993	A5	○	×	事項別
加古川市	加古川市史第4巻史料編1	1996	A5	×	×	編年・家わけ(市内寺院)
たつの市	御津町史第3巻史料編1	1997	A5	×	×	事項別・家わけ(町内)
小野市	小野市史第4巻史料編1	1997	A5	×	×	家わけ・編年・事項別(荘園)
三田市	三田市史第3巻 古代・中世資料	2000	B5	○	○	編年・家わけ・銘文
姫路市	姫路市史第8巻史料編 古代・中世1	2005	A5	○	×	編年
たつの市	播磨新宮町史史料編1 古代・中世・近世	2005	B5	○	○	編年・事項別(荘園・交通)
加西市	加西市史第8巻史料編2 古代・中世	2006	B5	○	○	編年
高砂市	高砂市史第4巻史料編 地理・考古・古代・中世	2007	A5	×	○	編年・寺院縁起・謡曲
養父市	大屋町史史料編	2008	B5	○	○	家わけ(町内)・編年
姫路市	村の歴史 香寺町史 通史資料編	2009	B5	○	○	編年
姫路市	姫路市史第9巻史料編 中世2	2012	A5	×	×	家わけ(市内)・事項別(赤松家)・寺社縁起

第二節〈史料編〉 4

中世史料を読むために
—その準備—



中世史料の多くは漢文で書かれています。それも中学・高校で習う古代中国の漢文と同じではなく、中世の日本語に合うようにくずされた漢文なので、かなりとつきにくいと感じる人が多いのではないのでしょうか。しかし、史料の内容を理解し、それを用いて研究を行なうためには、正確に読み、その意味を取っていかなければなりません。ここではその第一歩として、中世史料を読むために必要な参考書類を紹介します。

史料を読むためのツール 多くの中世史料は漢文なので、これを読むには日本語として訓読し、そのうえで解釈をしなければなりません。そこで必要なツールとなるのが、漢和辞典や国語辞典といった辞書類です。ここではまず漢和辞典から見ていきましょう。史料に記された漢字の読み方は、多くの場合一般の漢和辞典で調べればわかると思いますが、ときにはこれらを探しても載っていない漢字が出てくることもあります。こうした場合に使用するのが、諸橋轍次編『大漢和辞典』（大修館書店）です。『大漢和辞典』は全一五巻からなる最大の漢和辞典です。大部な辞書なので扱いは大変ですが、現在知られるほとんどの漢字が網羅されています。また、一般の漢和辞典で調べてもわからない漢字は、通常の字体とは異なる異体字である可能性もあります。異体字には異体字典という専門の辞書が出されており、『異体字解読字典』（柏書房）などがありますので、これらもあわせて見るとよいでしょう。

漢字の読み方がわかったら、次に国語辞典で意味を調べましょう。ただし、ここで使用する国語辞典は漢和辞典とは異なり、『広辞苑』など一般の国語辞典はあまりお勧めできません。一般の国語辞典はあくまで現代語を調べるためのものであり、中世語までカバー

できていないのです。そこで、史料の読解にあたっては、現在もっとも詳細な国語辞典である『日本国語大辞典』（第二版、小学館）を利用するのが一般的です。『日本国語大辞典』には、現代語のほか、史料に出てくる中世の語句も項目として立項されています。また、史料を用例として、現代では使われない語句の意味も掲載されていますので、史料の解釈には重宝です。このほか『時代別国語大辞典』室町時代編（三省堂）も、室町時代に限定されたものではありませんが、中世史料に出てくる用語を調べるのに有用です。

中世史料に慣れよう 漢和辞典で漢字の読み方がわかっていても、中世には独特な読み方をする語句も多いので、史料を読みこなし、正確に読めるようになるには、中世の文章に慣れる必要があります。そこでお勧めなのは、漢文で書かれた史料そのものではなく、訓読された史料を読むことです。たとえば、鎌倉幕府の公的歴史書である『吾妻鏡』は古くから初学者向けのテキストとしてよく利用されてきましたが、『吾妻鏡』（龍蔵訳注、岩波文庫、ただし暦仁二年―二二九九以降未刊）や『全訳吾妻鏡』（貴志正造訳注、新人物往来社）といった良質の訓読書があります。これらを原文とあわせて読めば、史料の訓読方法を学ぶのに参考になるでしょう。また、岩波書店が刊行した日本思想大系第二二・二二二『中世政治社会思想』上・下には、「御成敗式目」や戦国家法、公家新制といった重要な中世法制史料が訓読・原文並記で収録されています。同書には詳細な注釈も付けられており、初学者のためにも親切です。古記録についても、研究上とくに重要なものは、高橋貞一『訓読玉葉』（高科書店）、今川文雄『訓読明月記』（河出書房新社）、村田正志編『和譯花園天

皇宸記』（続群書類従完成会）などの訓読書があるので、これらの日記を読むときの参考になるでしょう。訓読書には誤読がみられることもありしますので、全幅の信頼を置くのは危険ですが、なかには難解で読みにくい史料もありますから、自分で史料を読んで意味を取りにくい場合など、ひとつの道しるべとして利用してみるのもよいでしょう。

古文書を読む 史料を読んで理解するには、書かれている内容を解釈するとともに、史料自体の性格も知る必要があります。古文書の場合、書かれた時代・地域やその機能などにより文章や様式、形態、材料などに差違があり、これらの情報が内容を理解するうえで重要になる場合があります。たとえば古文書のなかには、書かれた時代や差出人名もはっきりしないものが少なくありません。しかしそうした場合も、古文書の様式や使われている文言を調べれば、それが明らかにすることがあります。場合によっては、その古文書が偽物であるということも判定することができるのです。

古文書の様式・形態に関する研究は明治期から盛んに行なわれ、概説書も数多く刊行されています。現在、概説書としてもっともポピュラーなのは、佐藤進一『新版』古文書学入門』（法政大学出版会）、日本歴史学会編『概説古文書学』古代・中世編（吉川弘文館）の二冊でしょう。両書ともに、様式の時代的変遷を中心に古文書学のさまざまな論点をまとめたもので、大学の講義でのテキストとしても広く用いられています。とくに『新版』古文書学入門』は、様式ごとに史料の用例が紹介され、詳細な語注と要旨が付けられているので、史料を読むための練習台にもなるはずです。ノートを取りながら読まれることをお勧めします。

近年は、実際に古文書がどのように作成され、利用・保管・廃棄されたのかという流れを重視して、中世文書を体系化しようという試みも行なわれています。久留島典子・五味文彦編『史料を読み解く―中世文書の流れ』（山川出版社）は、こうした視角から編集された中世文書の入門書で、文書の流れや機能に即して特徴的な文書が図版付きで紹介されています。

古記録を読む 古記録についても、古文書と同様、時代や地域などによって様式や形態があり、これを記すうえでのさまざまな決まりごとがあります。これらで中世史料の研究は古文書の研究が中心で、古記録に関する研究はあまり進んでいませんでした。しかし近年、古記録を史料として利用することが多い公家・朝廷研究が盛んになってきたこともあり、古記録自体の研究も盛況になっていきます。こうしたなか刊行された、古記録読解のためのはじめての概説書が、高橋秀樹『古記録入門』（東京堂出版）です。本書には、古記録の歴史やさまざまな様式・形態などが紹介されるとともに、『玉葉』『民経記』という日記を事例として、古記録を読む方法がくわしく解説されています。ここでは漢文史料を読むためのコツが紹介されているほか、人物や地名などの調べ方まで具体的に紹介されていますから、本書は古記録を読むためだけでなく、中世史料を読むという初学者全般に有益といえるでしょう。

なお、『国史大辞典』（吉川弘文館）の「記録」の項には、皆川完一作成の「記録年表」があり、日記の残存状況が月ごとにまとめられているので、古記録を史料として利用するときには最初に見ておくに便利です。

地名・人名を知りたい 最後に、史料に出てくる地名や人名の調べ方を紹介しましょう。地名については、

『角川日本地名大辞典』（角川書店）、『日本歴史地名大系』（平凡社）という二種類の地名辞典がくわしく、都道府県別に刊行されています。それぞれスタイルに違いがあり、前者は五十音順、後者は自治体ごとに項目が配列されている点に特徴があります。たとえば、尼崎地域の関連する地名まであわせて調べたいという場合などは、後者の方が便利でしょう。

人名については、さまざまな人名辞典も刊行されていますが、史料に出てくる人名は有名人ばかりとは限りません。また、史料には実名ではなく「右大臣」とか「摂津守」といった官職で登場する人物もいます。こうした人名はどう調べればよいのでしょうか。

まず官職から人名を知りたいとき、公卿（位階が従三位以上、または官職が参議以上）の場合、『公卿補任』（新訂増補国史大系、吉川弘文館）という職員録があるので、これを使えば一年ごとの公卿の官職に該当する人物の名前がわかります。また国司の場合も、宮崎康充編『国司補任』（続群書類従完成会）や飯田悠紀子「知行国主・国司一覧」（『中世史ハンドブック』近藤出版社）があり、国司の名前が年代順にまとめられています。一方、名前がわかるが、人物の詳細がわからないという場合は、系図集『尊卑分脉』（新訂増補国史大系、吉川弘文館）から系図を調べたり、多賀宗集『玉葉索引』（吉川弘文館）、御家人制研究会編『吾妻鏡人名索引』（同前）など、史料の索引を利用して、同じ人物が別の史料にどのよう

に登場するか、見てみるのがよいでしょう。

〔執筆者〕樋口 健太郎